

添付資料 5－2－6 作業環境測定・照度測定に係る要求水準

1. 業務概要

国立劇場において、法令等による作業環境及び劇場環境、照度に関する測定業務である。

2. 業務実施体制

業務実施体制構築にあたっては、事業者は【添付資料 5－1－3】「維持管理に係る配置者の一覧」に基づき配置するとともに、【参考資料 5－1－2】「業務実施体制案（維持管理）」を参考とすること。

3. 作業環境測定・照度測定の要求水準

測定の測定項目及び測定器等は、法令による。管理基準値、測定位置及び測定回数等については、振興会と協議のうえ業務計画書に定めることとし、【添付資料 5－2－1】「定期点検等及び保守業務に係る要求水準」を準用する。

4. 業務上の留意事項

- ①本要求水準書に定めのない事項については、振興会と協議を行い、業務計画書又は作業計画書に記載すること。
- ②事業者は、測定の結果、管理基準値に適合していない場合は、振興会に報告するとともに、直ちに改善を行うこと。なお、振興会の承諾なしに、設備及び機器等を改変並びに修理してはならない。